

報 告 第 6 号

令和6年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について
令和6年度富士見市水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条
第3項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

富士見市長 星 野 光 弘

令和 6 年度富士見市水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
資本的支出	建設改良費	浄水場改良費	488,993,600	360,965,000	77,400,000	0
		配水管改良費	343,459,000	50,222,920	275,843,000	0

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金			
0	0	77,400,000	50,628,600	0	(1) 水谷浄水場次亜注入設備更新工 事 動力制御盤が受注生産であり、製作 に時間を要したことに伴う工期延長 (9月30日までの186日間の延長)
0	0	275,843,000	17,393,080	0	(2) 送水管布設（富士見上南畑地区 産業団地整備事業）工事 埼玉県企業局による産業団地整備事 業区域内において、送水管布設位置と 他事業者の埋設管等の布設位置につい て協議に時間を要したことに伴うもの (8月15日まで) (3) 配・給水管布設（富士見上南畑 地区産業団地整備事業）工事 埼玉県企業局による産業団地整備事 業区域内において、配・給水管布設位 置と他事業者の埋設管等の布設位置に ついて協議に時間を要したことに伴う もの (8月29日まで)